

みんなで支え合い

誰もが生きいきと

安心して暮らせるまち



第4期小田原市地域福祉計画

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

『みんなで支え合い 誰もが生きいきと 安心して暮らせるまち』 の実現に向けて

小田原市長 守 屋 輝 彦

この度、「地域」という視点で福祉に関する課題を整理し、市民とともに支援を必要とする様々な人の生活を地域で支えていくため、第4期地域福祉計画を策定しました。



これまで本市の地域福祉活動は、全26自治会連合会の区域において、自治会や民生委員児童委員、地区社会福祉協議会と医療、福祉、その他の事業者等との協働により、サロン活動や見守り活動、生活応援活動、子ども食堂など、様々な取組が実践され、地域で暮らす人々の支えとなっています。

一方、高齢者人口の増加や福祉ニーズのさらなる複雑化、多様化をはじめ、社会が変化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、固定化しつつあることや対面での支援や活動が制約される状況があるなど、新たな課題も見えてきました。

地域福祉計画では、地域に暮らす誰もが、身近な人とあいさつを交わし、お互いを気にかけて、助け合い、誰もがその人らしく、生涯にわたって幸せに安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しています。

そして、その実現のため、生活する中での困り事を、市や身近な場所で相談することができ、必要なサービスや支援が受けられるなど、本市における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、重層的な支援体制を構築するとともに、令和4年5月には、庁内に共生社会推進本部を設置し、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、尊厳ある個人として尊重され、誰もがその人らしく、生きいきと暮らせる社会の構築に向けて、全庁的な業務の見直しや新たなアイデアによる取組を推進することとしています。

地域共生社会の実現に向けては、市民お一人おひとりが地域の課題を自分ごととして捉え、様々な関係者がそれぞれの専門性や力を活かし、協力、連携して地域福祉を支えていくことが大切です。多様な分野における市民活動や自治会、地域コミュニティといった市民力・地域力も生かしながら、行政もしっかりと支援し、取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、活発な議論を踏まえた、貴重な御意見、御提言をいただきました、小田原市地域福祉計画策定検討委員会の委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和4年（2022年）10月

目次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
(1) 新しい地域包括支援体制の確立	1
(2) 地域共生社会の実現	1
(3) 社会福祉法の改正	2
(4) 重層的支援体制の整備に向けて	3
3 計画の位置付け	4
(1) 市の各計画との関係	4
(2) 地域福祉計画における成年後見制度の利用促進と再犯防止の推進	4
4 計画の期間	6
5 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携	7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 市の状況	8
(1) 本市の人口等	8
(2) 相談窓口等の対応件数	12
(3) 地域活動・市民活動等の状況	13
2 市民等の動向・意識	15
(1) 市民アンケート	15
(2) 民生委員児童委員アンケート	19
3 第3期計画の主な取組と今後の課題	21
(1) 主な取組	21
(2) 今後の課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
(1) 計画の体系	25
(2) 地域福祉の圏域	26
(3) 地域福祉への参加	27

第4章 計画の取組内容

1 重層的な支援体制の充実	28
2 地域ケア力の醸成	37
3 社会参加と自立支援の推進	41
4 災害時における支援体制の整備	45

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制及び進行管理	46
2 成果指標	46

資料編

1 計画策定の経緯	49
2 小田原市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿	50
3 小田原市地域福祉計画策定検討委員会規則	51
4 関連法令	53
5 用語説明 ※各ページ下部に記載されている用語の説明があります	56

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市民の誰もがその人らしく、生涯にわたって幸せに安心して暮らすことができる小田原にするためには、「支える人」「支えられる人」の区別なく、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、自分たちの地域を市、団体、事業者など様々な関係者と協力して創っていくことが大切です。

本市では、平成 27 年(2015 年)9 月国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に積極的に取り組んでおり、誰一人取り残さないよう、様々な課題に向き合うとともに、障壁を取り除くのは社会の責務とする障がいの「社会モデル」の考え方など、現在の社会状況や国の取組を踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指しています。

その実現に向け、「地域」という視点で福祉に関する課題を整理し、市民とともに支援を必要とする様々な人の生活を地域で支えていくために、「地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景（地域福祉に関する国の動向）

(1) 新しい地域包括支援体制の確立

国は、平成 27 年9月に、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンにおいて、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズに対応するため、全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)が不可欠であると捉え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について、これを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すことを示しました。

(2) 地域共生社会の実現

平成 28 年(2016 年)6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むために、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる、「地域共生社会の実現」を目指すことを公表しました。

これを具現化するために、平成 29 年(2017 年)2月には、『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』を公表しました。この中では、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転

換、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を改革の方向性として位置付け、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

(3) 社会福祉法の改正

平成 29 年6月に社会福祉法が一部改正され、地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務が課せられ、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。また、地域福祉推進の理念が規定され、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

そして、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題につ

いて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。

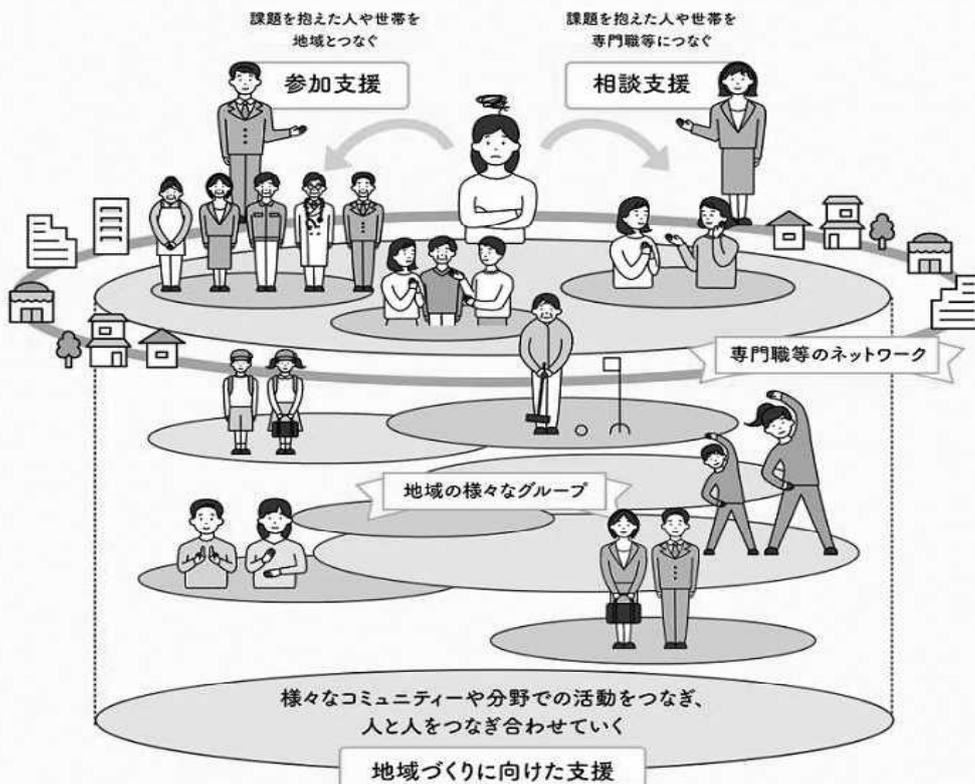
(4) 重層的支援体制の整備に向けて

令和元年(2019年)5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」が設置されました。この検討会での議論において、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視することにより、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。そして、令和2年(2020年)6月に社会福祉法が一部改正(令和3年(2021年)施行)され、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができることとされ、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的な実施について取り組むこととされました。

重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

重層的支援/伴走型支援

3 計画の位置付け

(1) 市の各計画との関係

本計画は、地域福祉を総合的に推進するため、社会福祉法第 107 条の規定で定められている事項及びその他地域福祉の推進に関する事項など、地域福祉を推進するための基本的理念及び方針について定めるものです。

また、本計画は、第6次小田原市総合計画を上位計画とし、併せて地区自治会連合会の区域を単位として策定した地域別計画にも即しつつ、おだわら高齢者福祉介護計画、おだわら障がい者基本計画、小田原市子ども・子育て支援事業計画などの個別・分野別計画における地域福祉を推進する上での共通する理念や方針を明らかにし、その方向性と推進施策などを定める計画です。

なお、「成年後見の利用促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉計画における成年後見制度の利用促進と再犯防止の推進

<成年後見制度の利用促進に向けた取組>

成年後見制度が平成12年(2000年)に導入され約20年が経過しました。近年少しずつ利用者は増加傾向にあるものの、十分に利用されている状況とは言えません。このような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えあうことが、社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人を支える重要な手段です。

本市においても、令和3年3月に「おだわら成年後見制度利用促進指針」を定め、令和4年(2022年)10月に中核機関を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。

今後は、本計画の一部に成年後見制度利用促進指針を成年後見制度の利用促進に係る基本的な計画として位置づけ、権利擁護施策の一体的な推進に取り組みます。

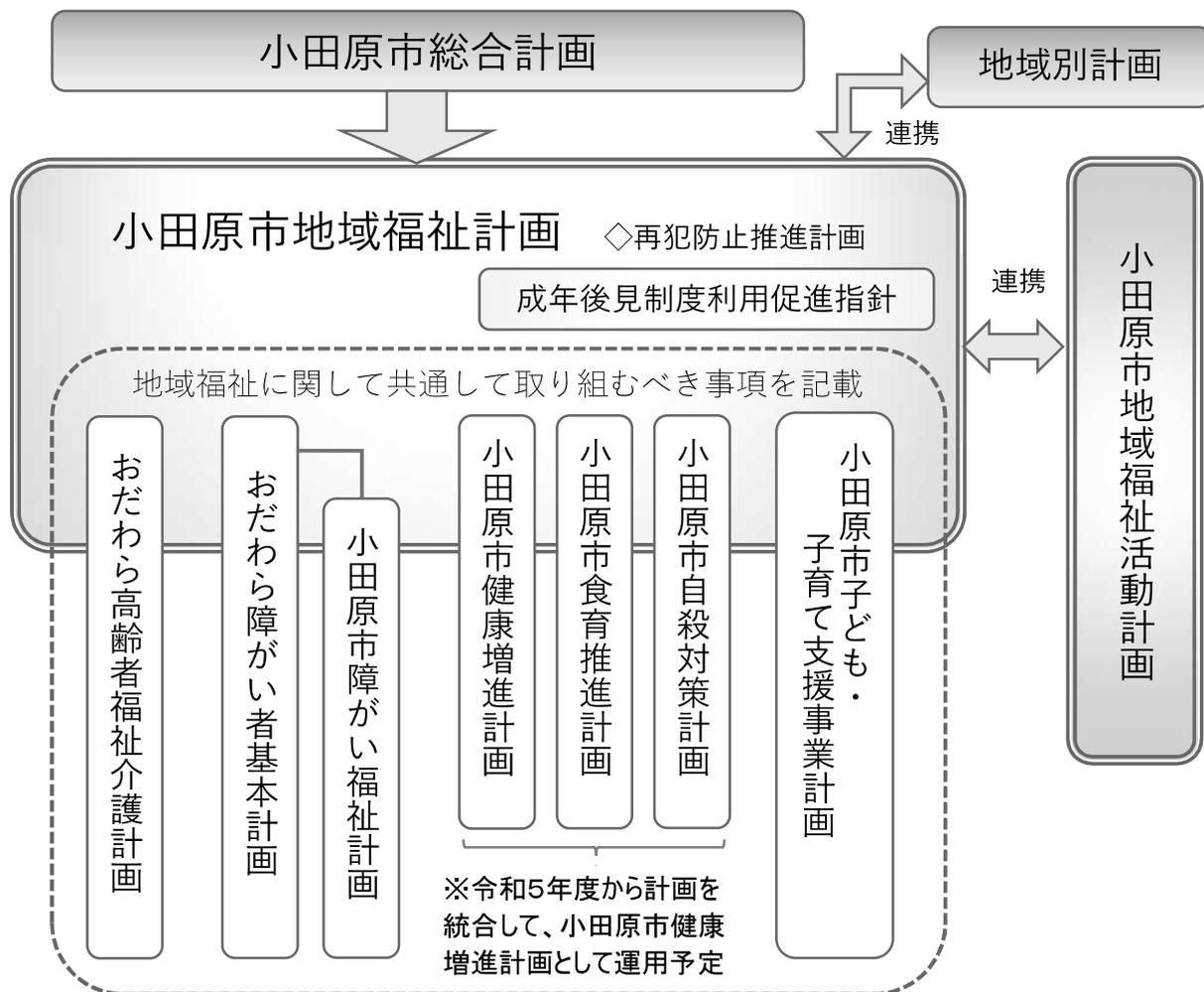
<再犯防止推進に向けた取組>

罪を犯した人等の円滑な社会復帰を促進すること等が再犯の防止等の犯罪対策において重要であることから、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)が制定されました。同法の第3条において、「再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために

円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすること」を基本理念として規定しています。

本市においても、この基本理念等を踏まえ、この地域福祉計画に再犯防止推進に関する計画を定めます。

【市の各計画の体系】



4 計画の期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画の名称	計画期間	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10~
小田原市地域福祉計画	R4~R8	■	■	■	■	■	■	■
小田原市地域福祉活動計画	R4~R8	■	■	■	■	■	■	■
おだわら高齢者福祉介護計画	R3~R5	■	■	■	■	■	■	■
おだわら障がい者基本計画	H29~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市健康増進計画	H25~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市食育推進計画	H29~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市自殺対策計画	R元~R4	■	■	■	■	■	■	■
小田原市子ども・子育て支援事業計画	R2~R6	■	■	■	■	■	■	■

5 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携

本計画は、小田原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と協調して策定するものです。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、関係団体、ボランティア等との連携により、地域福祉の推進の中核的な役割を担っており、今後もその役割を果たすことが期待されています。

市町村が策定する「地域福祉計画」は、地域住民の主体的な参加と、事業者・行政との協働により、地域福祉を推進するための基本的な方向性や、施策を展開していく上での基本事項を定め、仕組みづくりや環境整備などを行う地域福祉の基本計画的な役割を担う行政計画です。

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が呼びかけて、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画をより実践的、具体的な計画とするためには、両計画が相互に連携し、補完し合うことが極めて重要であることから、「第4期小田原市地域福祉計画」の策定作業は、市社会福祉協議会の「第4期地域福祉活動計画」の策定作業と連携を図って進めました。

SDG s とは

国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標です。「誰一人とり残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指しています。

SDG s : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標の略)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

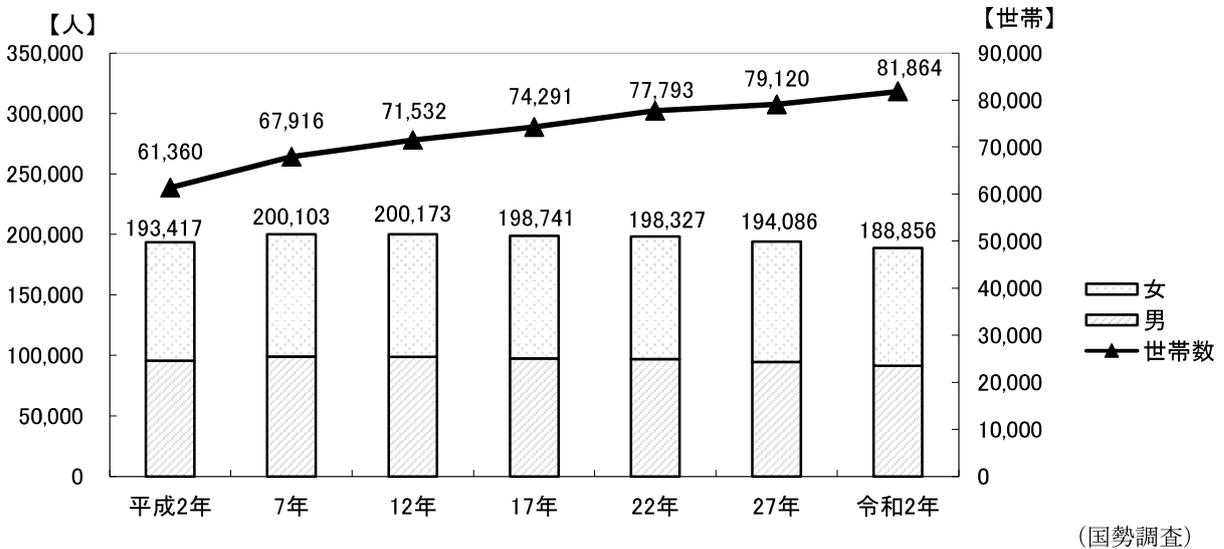
1 市の状況

(1) 本市の人口等

本市の人口や世帯数をはじめ、高齢化、少子化等など、福祉に関する状況については以下のとおりです。

①人口及び世帯数の推移

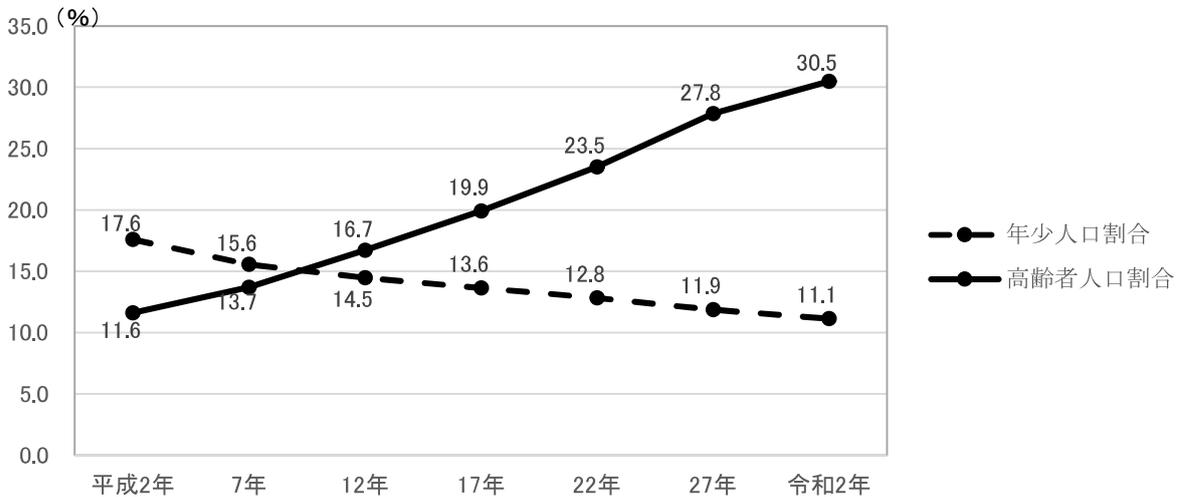
▶人口は、平成11年(1999年)の200,587人をピークに減少を続けている一方で世帯数は増加している。



②年少人口割合及び高齢者人口割合の推移

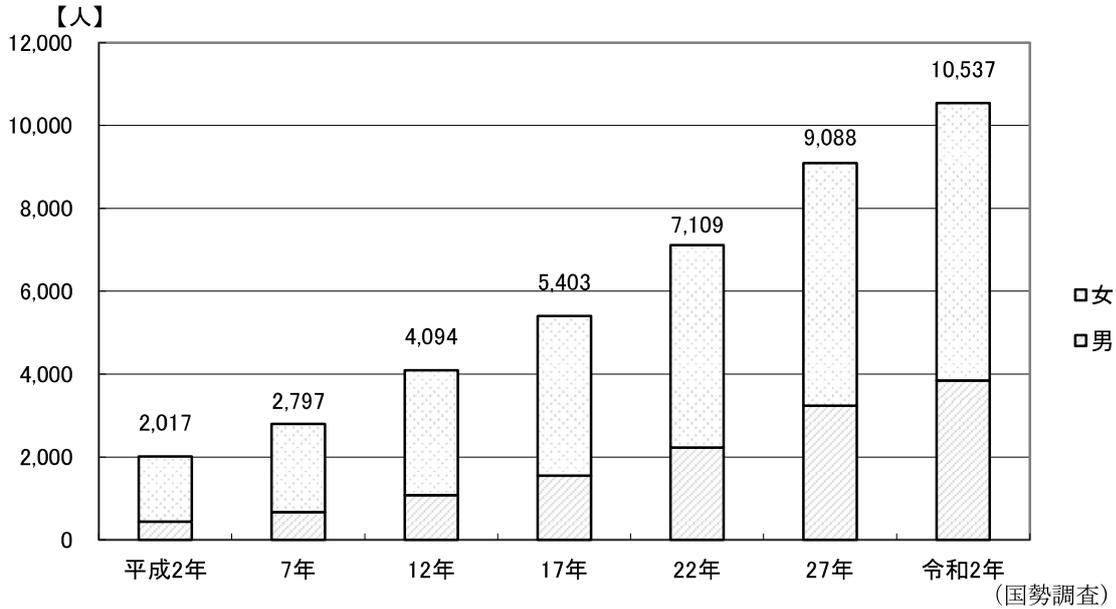
▶年少人口(0～14歳)の割合が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加している。

▶高齢者人口割合については、国の平均(令和2年:28.6%)に比べ高い数値で推移している。



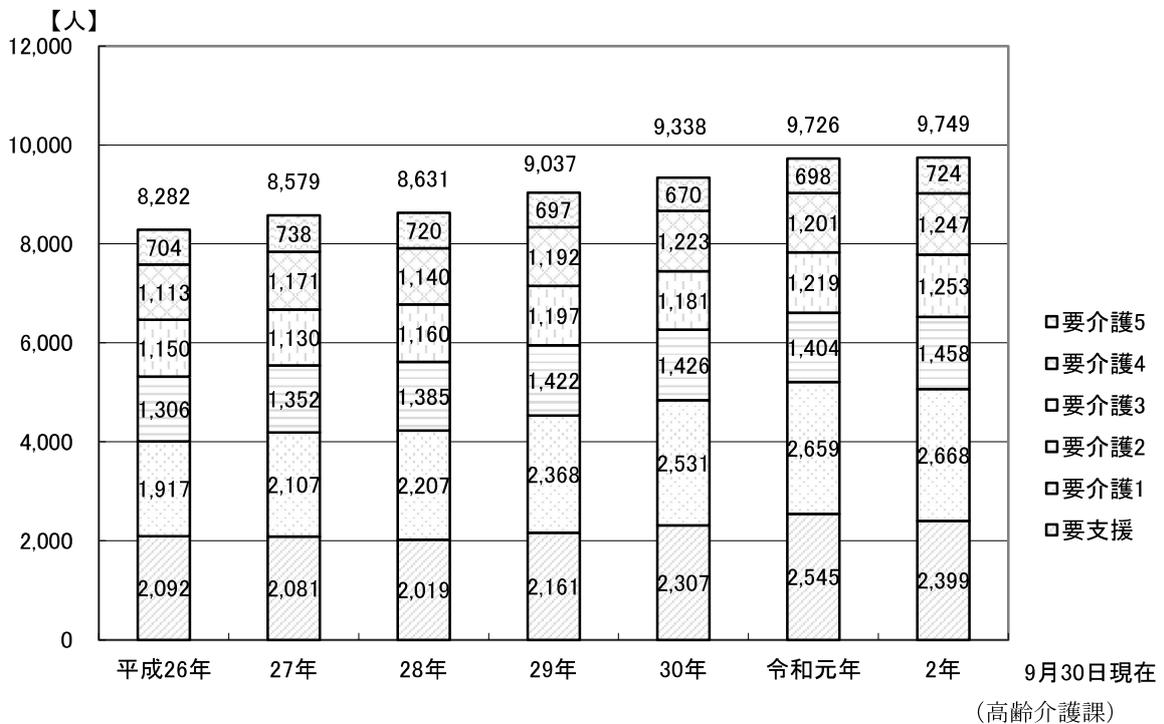
③ 65歳以上の高齢単身者数の推移

▶一人で暮らす高齢者の数は急激に増加している。



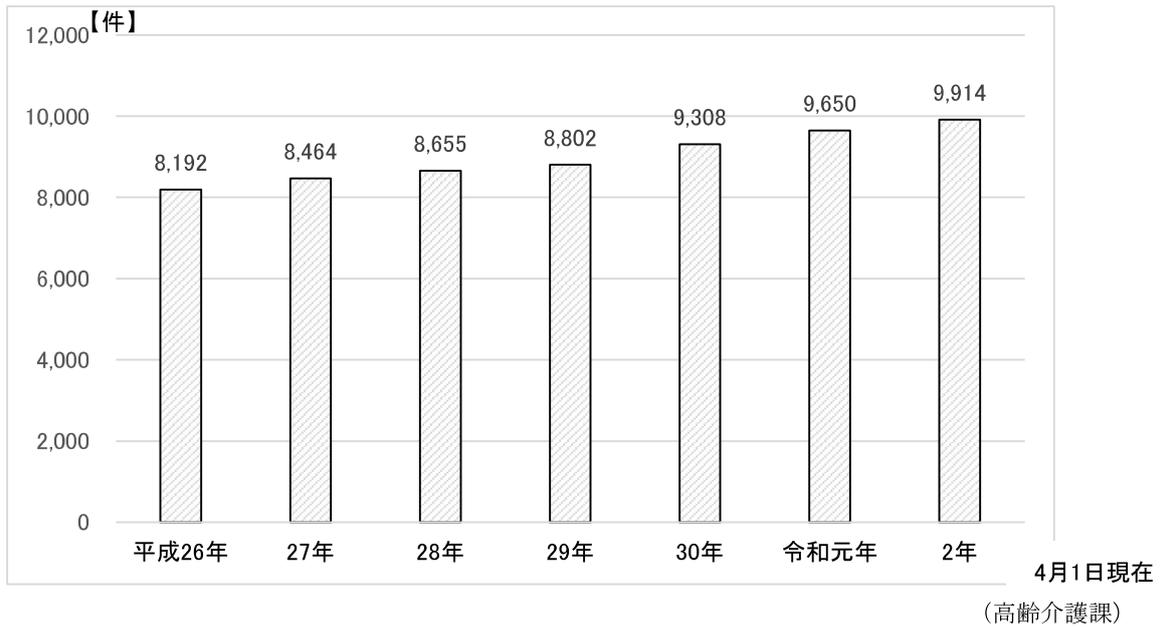
④ 要支援・要介護認定者数の推移

▶要支援・要介護認定者の数は、年々増加しており、今後も高齢者数が増加することから、この傾向は続くものと推測される。



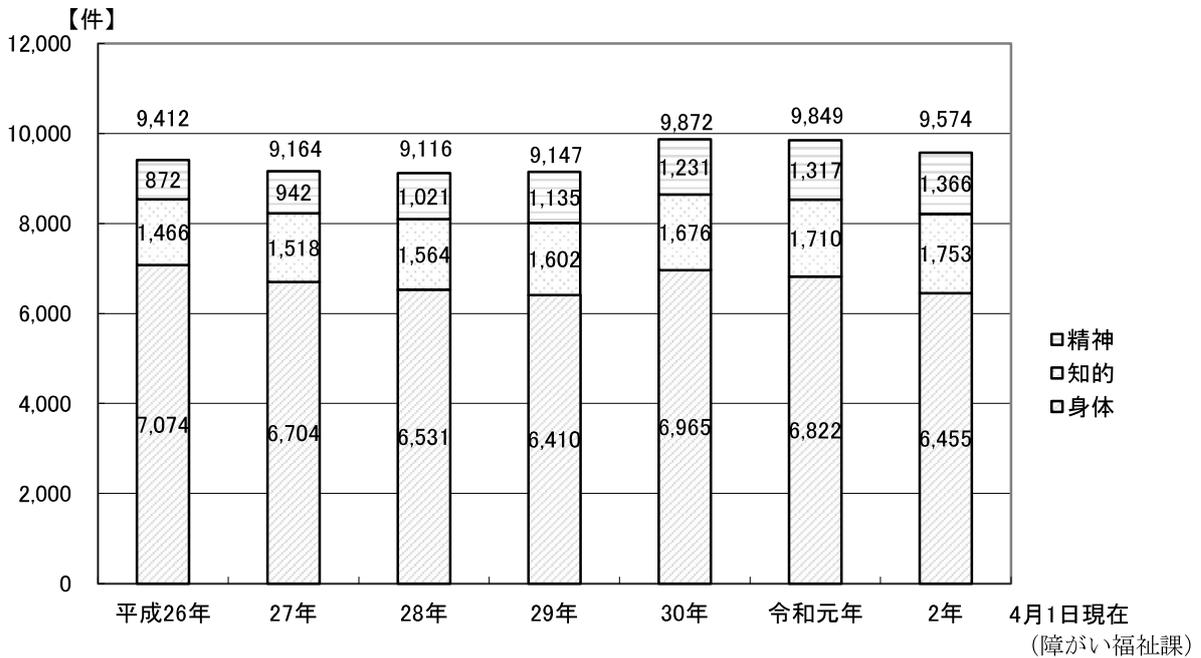
⑤要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移

▶要支援・要介護認定者の認知症高齢者数は増加している。



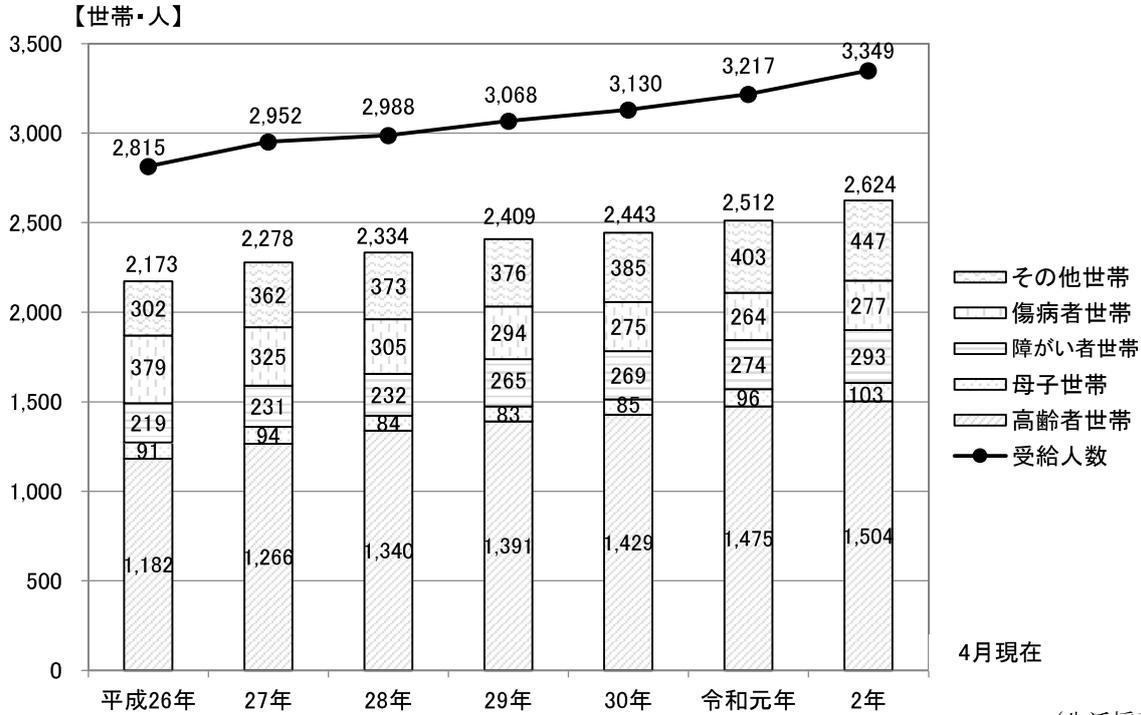
⑥障害者手帳発行件数の推移

▶障害者手帳の交付件数は微増の状況であるが、特に精神障害者保健福祉手帳の増加が著しい。



⑦生活保護世帯類型別世帯数の推移

▶生活保護利用世帯及び人数は、長引く景気の停滞等の影響により増加しています。生活保護利用世帯のうち、高齢者世帯は全体の約60%を占めています。



(生活援護課)

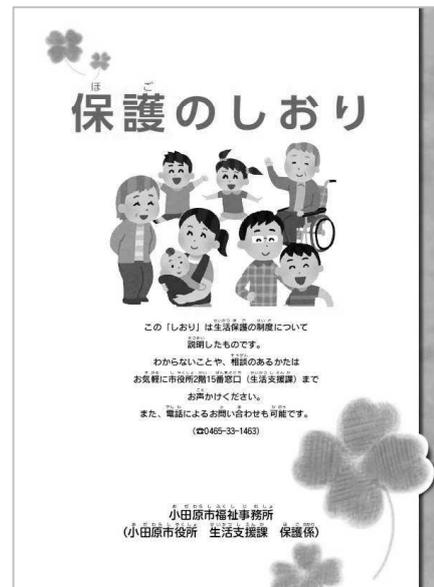
生活保護制度とは

○生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

○相談（生活にお困りになったら・・・）

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。
来所だけでなく、電話での相談もできます。

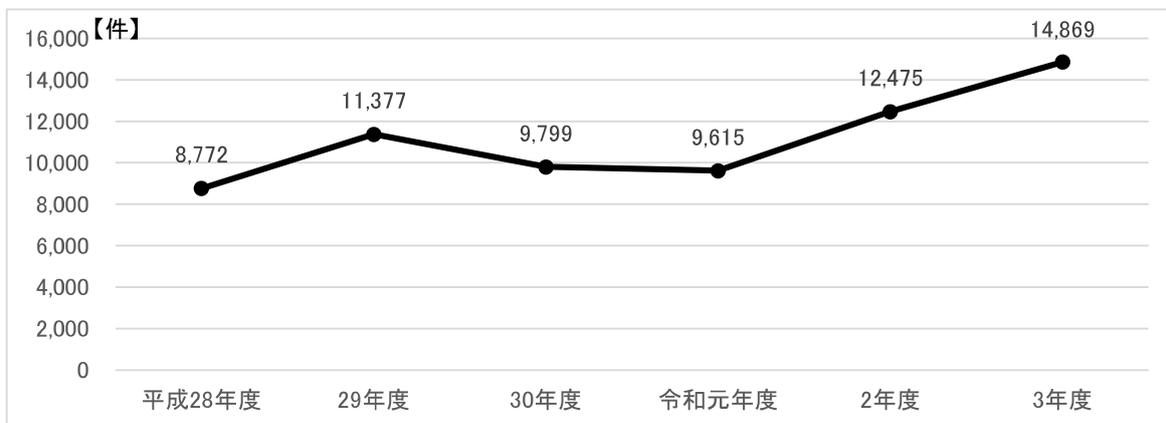


(2) 相談窓口等の対応件数

本市における福祉関係の主な相談窓口での対応状況は、以下のとおりです。

① 地域包括支援センターの相談延べ件数

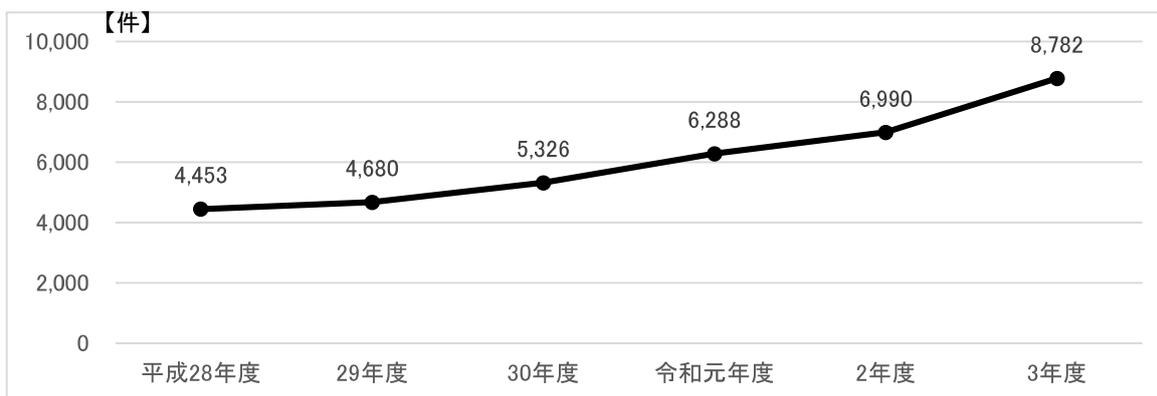
▶ 高齢者の増加に伴い相談件数は増加している。



(高齢介護課)

② 障がい者総合相談支援センターの相談延べ件数

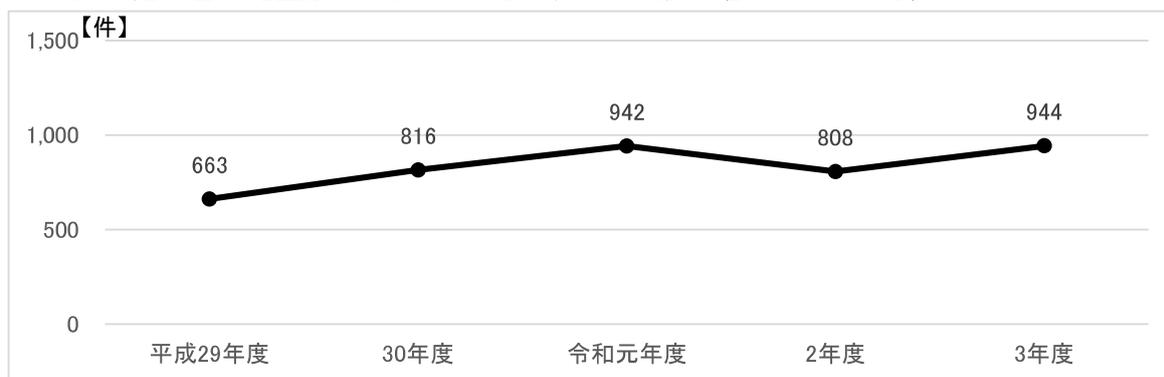
▶ 障がい者の相談件数は、大幅に増加している。



(障がい福祉課)

③ 児童相談所への相談件数(実人数)

▶ 少子化が進み児童数は減少しているが、相談件数は増加傾向にある。

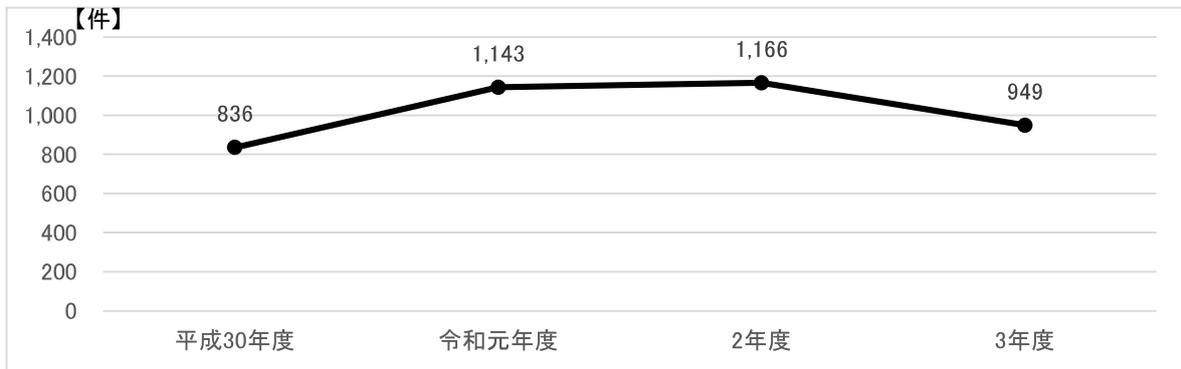


(神奈川県小田原児童相談所)

地域包括支援センター

④福祉まるごと相談の相談延べ件数

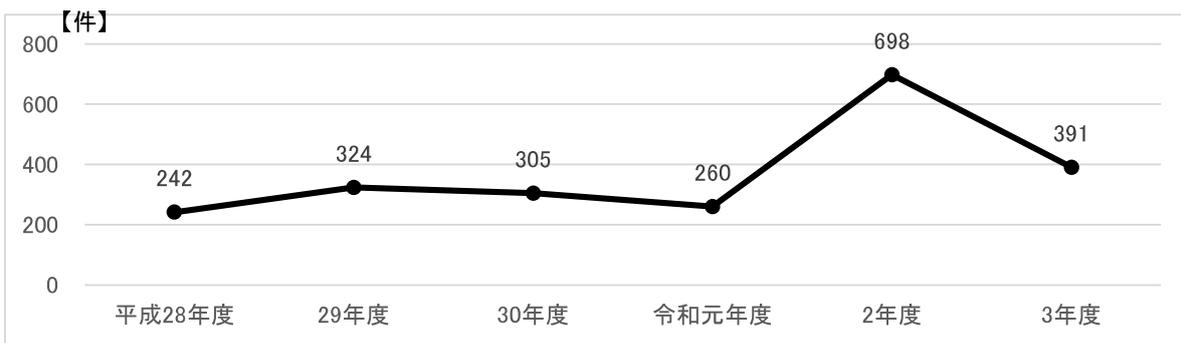
▶属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関等との連携により必要な支援に結びつける福祉まるごと相談の件数は、増加傾向にある。



(小田原市社会福祉協議会)

⑤生活困窮者の相談延べ件数

▶生活困窮者の相談延べ件数は、増加傾向にある。



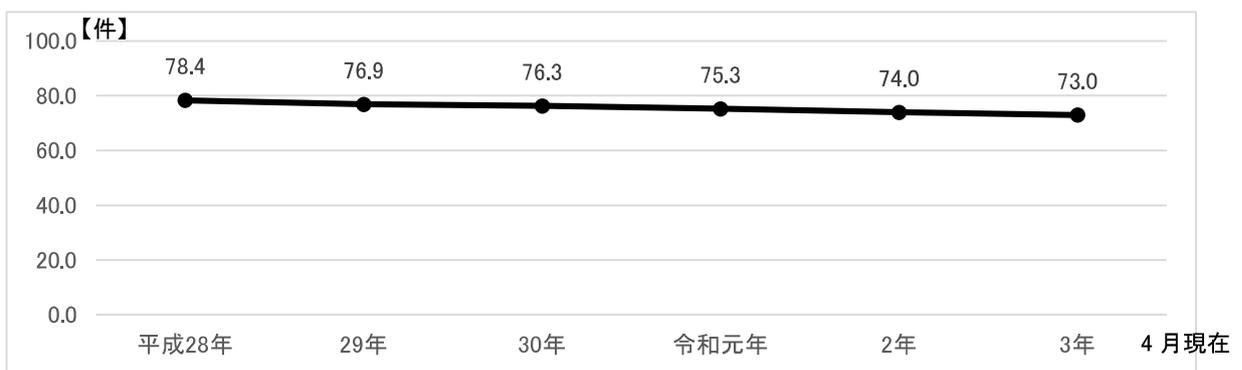
(生活援護課)

(3)地域活動・市民活動等の状況

住民組織や日ごろから地域で自主的に行われている活動等に係る状況は、以下のとおりです。

①自治会加入率

▶自治会加入率は、減少傾向にある。

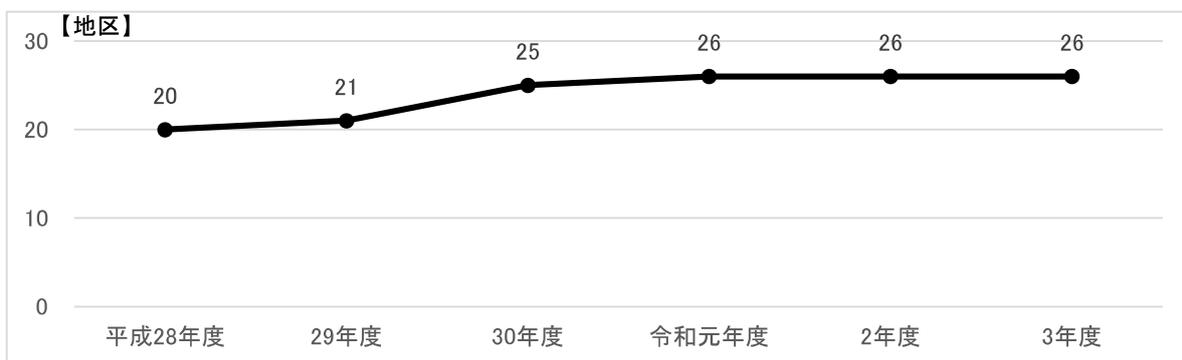


(地域政策課)

福祉まるごと相談窓口

②地域共生社会(ケアタウン)推進事業の実施地区数

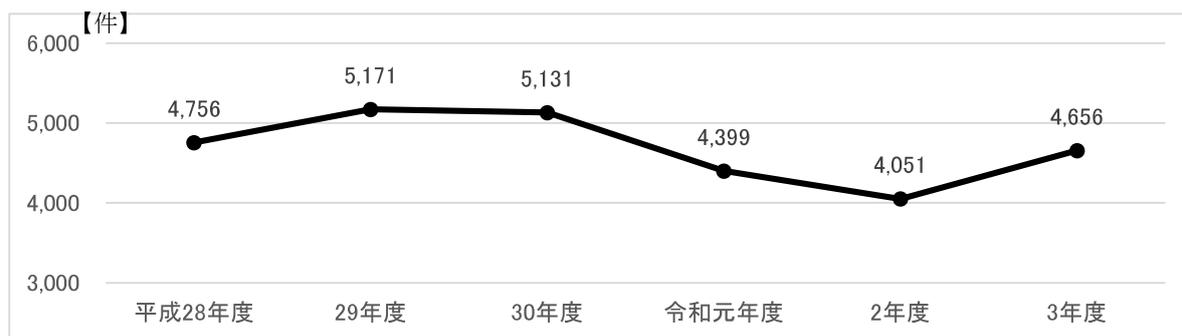
▶平成 22 年から始まった地域共生社会(ケアタウン)推進事業は、令和元年度に市内全地区で実施となった。



(福祉政策課)

③民生委員児童委員の相談・支援件数

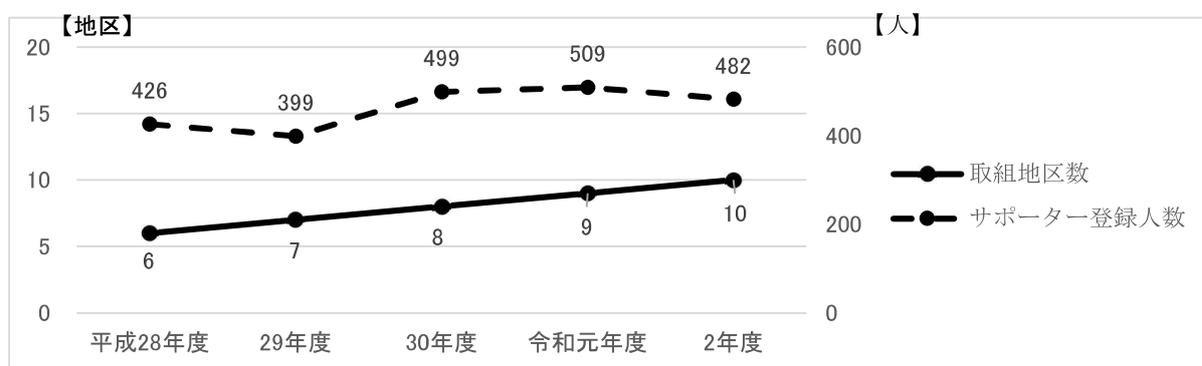
▶新型コロナウイルス感染症の影響により訪問活動が制限され、一時的に減少したが、活動の再開に伴い増加傾向にある。



(福祉政策課)

④生活応援隊実施状況

▶取組地区数、サポーター登録人数ともに増加傾向にある。



(小田原市社会福祉協議会)

2 市民等の動向・意識

本市に住んでいる人がどのような悩みを抱えているか、また地域においてどのような活動を行っているのかを把握するために、市民を対象にしたアンケートを実施しました。

また、地域での活動状況や課題を把握するため、民生委員児童委員、主任児童委員を対象としたアンケートも実施しました。

(1) 市民アンケート

○目的

市民の身近な生活課題や地域での支え合いに関する考えを把握し、第4期地域福祉計画の策定に資するため

○対象

小田原市在住の18歳以上の市民

○対象者数

2,000人（無作為抽出）

○調査期間

令和3年6月～7月

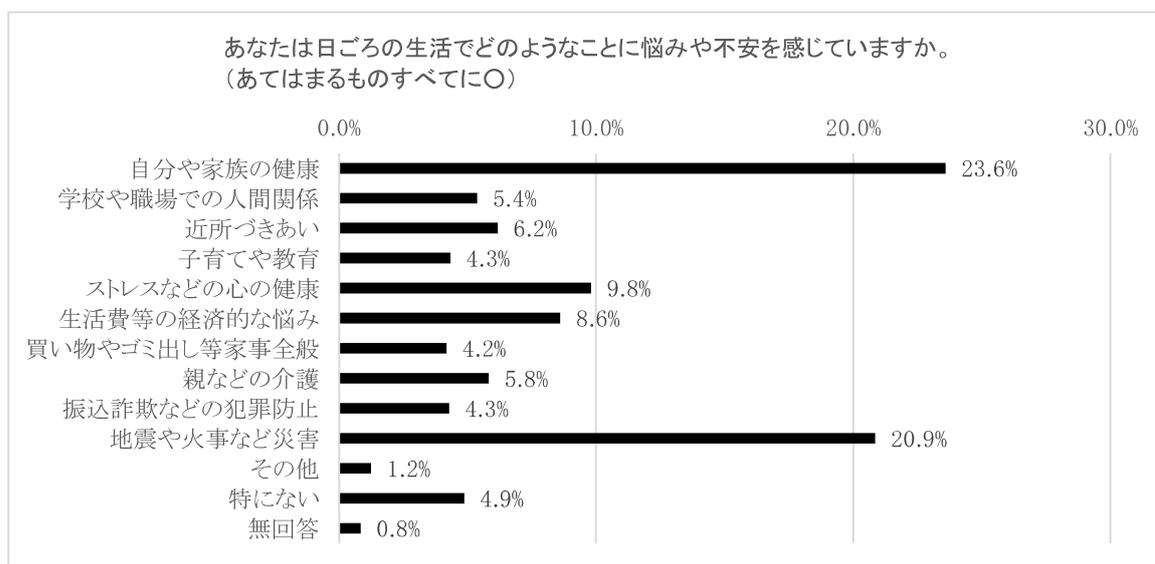
○回答率

41.2%（824人）

①日ごろの生活での悩みや不安について

▶「自分や家族の健康」や「ストレスなどの心の健康」など、健康に対する関心が高く、「生活費等の経済的な悩み」も多い。

▶また、近年、毎年のように災害が頻発している状況もあり、災害に対する関心が高い。



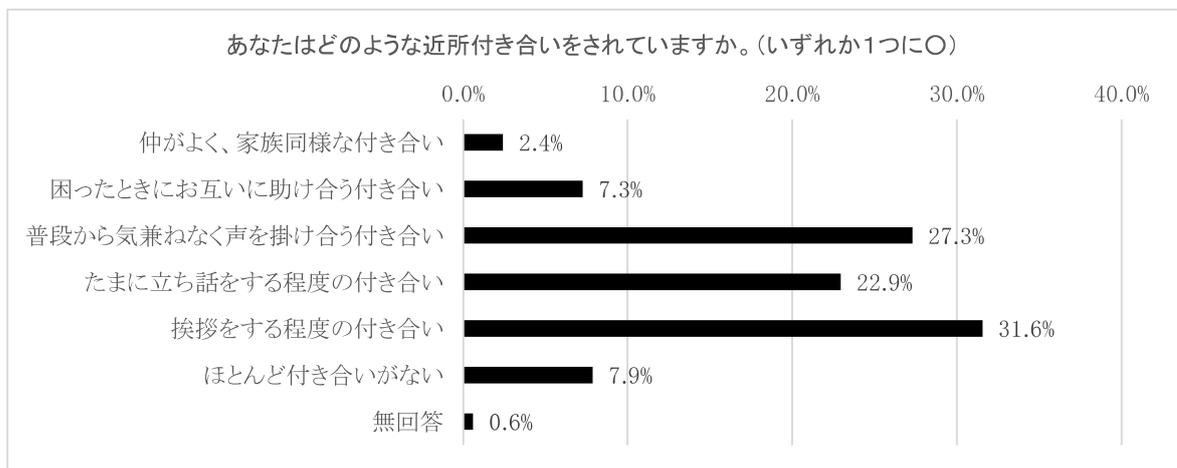
②日ごろの生活での悩みや不安に対する相談先

- ▶家族親戚や友人知人が多くを占めている。
- ▶相談しないとの回答も一定程度おり、相談したくても相談の場所がわからない、人には相談しづらいといったことが考えられる。

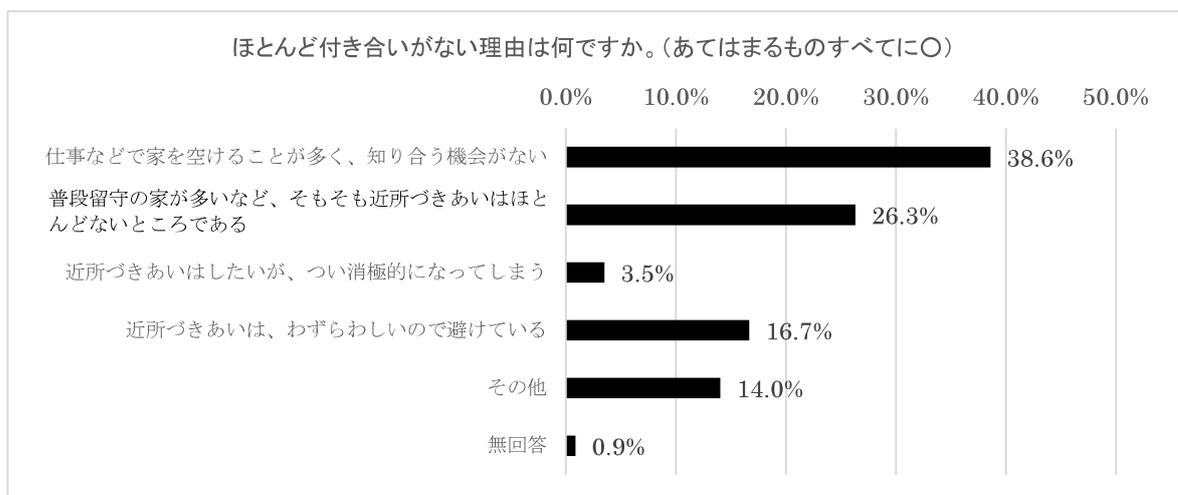
	家族・親戚	友人、近所の人	自治会・民生委員	市役所等	相談しない	その他
近所付き合い	30.3	29.6	8.1	4.2	9.4	18.4
子育てや教育	26.3	20.9	0.6	5.1	8.6	38.6
ストレス等の心の健康	31.7	23.3	0.5	1.7	5.9	36.8
生活費等の経済的な悩み	38.4	6.9	0.8	15.1	11.9	26.9

③地域への関与の状況

- ▶約90%の市民は、近所の人と顔見知りで、何らかの形でかかわりを持っている。



- ▶その一方で、「ほとんど近所付き合いがない」と回答した人は、仕事等で近所付き合いをする時間がないとしている。



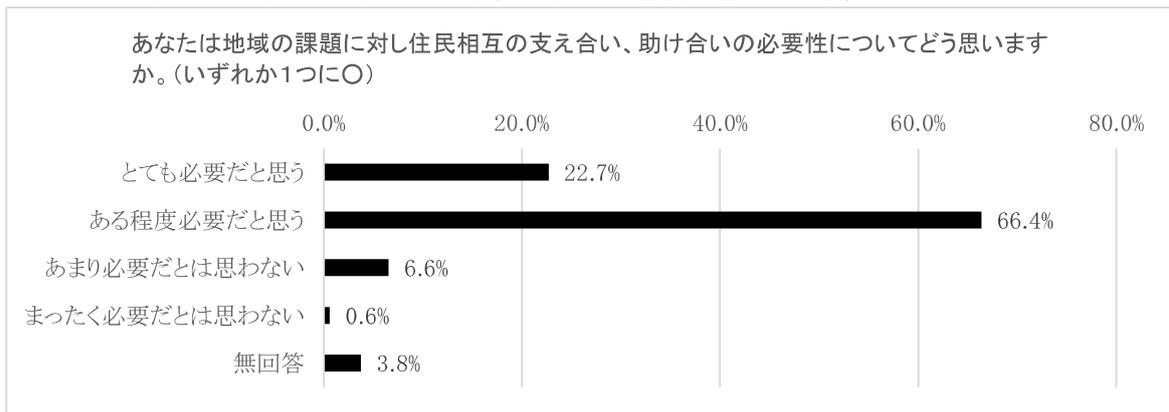
▶年齢別にみると、30代までは、「知り合う機会がない」とした回答が多いが、40代、50代になると、他の年代に比べ「近所づきあいは、煩わしいので避けている」割合が多く、付き合いが負担と感じている人が約4分の1を占めている。

年齢別 ほとんど付き合いがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

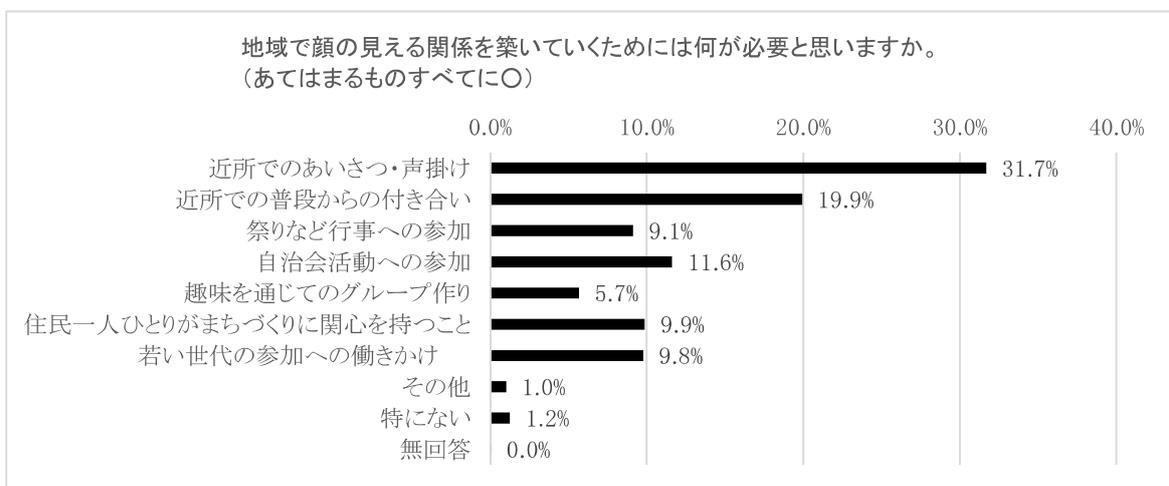
年齢	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	無回答
仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない	60.9	62.5	40.0	50.0	31.3	6.5	0.0
普段留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いはほとんどないところである	8.7	12.5	26.7	25.0	31.3	45.2	100.0
近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう	8.7	0.0	6.6	0.0	0.0	3.2	0.0
近所付き合いは煩わしいので避けている	13.0	16.7	26.7	25.0	12.5	16.1	0.0
その他	8.7	8.3	0.0	0.0	25.0	25.8	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0

④地域に関する意識

▶約90%の人が住民相互の支え合い、助け合いが必要と思っている。



▶地域で顔の見える関係を築いていくためには、普段から近所との付き合いが大事と考えている人が多い。



▶年齢別にみると、年齢が上がるほど「自治会活動への参加」を挙げる割合が高く、若い人ほど「若い世代の参加への働きかけ」を挙げる割合が高い傾向がある。

年齢別 地域で顔の見える関係を築いていくためには何が必要と思いますか。(あてはまるものすべてに○)

年齢	18-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70以上	無回答
近所でのあいさつ・声掛け	30.7	35.3	34.1	33.6	32.4	29.2	20.0
近所での普段からの付き合い	17.3	15.8	18.0	19.8	20.9	21.8	10.0
祭など行事への参加	11.7	10.5	9.6	6.9	7.9	9.8	0.0
自治会活動への参加	6.7	8.9	11.5	10.2	11.8	13.8	20.0
趣味を通じてのグループ作り	8.4	3.7	4.2	4.5	4.7	7.0	10.0
住民一人ひとりがまちづくりに関心を持つこと	7.8	10.5	10.7	12.6	10.6	8.4	10.0
若い世代の参加への働きかけ	15.6	10.5	8.8	9.6	9.8	8.5	20.0
その他	1.1	1.6	2.7	1.2	0.7	0.4	0.0
特にない	0.6	3.2	0.4	1.5	1.2	1.1	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0